



平成 29 年 11 月 2 日

各 位

会 社 名 相鉄ホールディングス株式会社
代表取締役社長 林 英 一
代表者名 (コード番号 9003 東証第一部)
経営戦略室部長 後 藤 亮 一
問合せ先 (TEL. 045-319-2043)

子会社の株式譲渡に関するお知らせ

当社は、本日(平成 29 年 11 月 2 日)開催の取締役会において、当社の完全子会社である相鉄興産株式会社(以下、「相鉄興産」という。)の株式を東和アークス株式会社(以下、「東和アークス」という。)に譲渡することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、株式譲渡は 2 回に分けて行い、第 1 回は平成 29 年 12 月 1 日、第 2 回は平成 32 年 12 月 1 日を予定しております。

記

1. 株式譲渡の理由

相鉄興産は、相模鉄道株式会社(現相鉄ホールディングス株式会社)が創業以来行っていた砂利販売の強化と拡充を図る目的で、その前身が昭和 10 年に設立され、現在では神奈川県及び東京都を中心とした関東一円で、骨材・生コン類の販売の他、石油製品や鉄鋼系製品、ユニットバスを始めとした内装製品等幅広い商材を扱っております。

かつて相鉄グループでは相鉄線沿線を中心に大規模な宅地開発を継続的に行っており、相鉄興産の行う事業には、良質な建設資材の確保や収支面において一定のシナジー効果が見込まれました。しかしながら、現在ではこうした開発がほぼ終焉したことにより、そのシナジー効果が薄れている状況にあり、グループの経営資源の最適配分の観点から当社が持つ株式を東和アークスへ譲渡することといたしました。

東和アークスは埼玉県を基盤とする総合建材商社で、同社が取り扱う商材は生コンや骨材を中心に相鉄興産と多く一致しており、両社間で営業エリアに関する相互補完の関係が望めます。また、相鉄興産が東和アークスから各種取引におけるノウハウの提供を受けることで今後の成長に繋がるものと考えております。

2. 異動する子会社の概要

(1)	商 号	相鉄興産株式会社		
(2)	本 店 所 在 地	横浜市西区北幸二丁目 9 番 14 号		
(3)	代 表 者	代表取締役社長 櫻木 政司郎		
(4)	設 立 年 月 日	昭和 38 年 5 月 24 日		
(5)	事 業 の 内 容	建材商社業、石油販売業		
(6)	決 算 期	3 月		
(7)	従 業 員 数	34 名		
(8)	資 本 金	50 百万円		
(9)	発 行 済 株 式 総 数	30,000 株		
(10)	大株主及び持株比率	相鉄ホールディングス株式会社 100%		
(11)	当 社 と の 関 係	資本関係	当社 100%出資の連結子会社であります。	
		人的関係	当社の従業員 2 名が取締役に就任しております。 当社の監査役 1 名が監査役を兼務しております。 当社の従業員 1 名が監査役に就任しております。	
		取引関係	該当事項はありません。	
(12)	当該会社の最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単位:百万円)			
		平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
	売 上 高	18,268	15,472	12,543
	営 業 利 益	41	59	118
	経 常 利 益	38	55	113
	当 期 純 利 益	23	46	89
	総 資 産	7,053	5,604	4,771
純 資 産	884	907	957	

3. 株式譲渡先の概要

(1)	商 号	東和アークス株式会社	
(2)	本 店 所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区桜木町 4 丁目 384 番地	
(3)	代 表 者	代表取締役社長 伊田 雄二郎	
(4)	設 立 年 月 日	昭和 29 年 7 月 24 日	
(5)	事 業 の 内 容	1. 生コンクリートの製造販売 2. 砂利・砂の採取及び販売 3. セメント及びコンクリート製品並びに鋼板類の売買、コンクリート製品の製造 4. 産業廃棄物の処理業及び収集運搬業 他	
(6)	資 本 金	230 百万円	
(7)	当 社 と の 関 係	資本関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。

4. 譲渡株式数及び譲渡前後の所有株式数の状況

- (1) 譲渡前の所有株式数 30,000 株(所有割合 100%)
- (2) 譲渡株式数 平成 29 年 12 月 1 日 27,000 株
平成 32 年 12 月 1 日 3,000 株
- (3) 譲渡後の所有株式数 0 株(所有割合 0%)

譲渡価格及び譲渡価格の決定方法については、譲渡先との秘密保持義務の観点から開示は差し控えさせていただきます。なお、当該価格及び譲渡価格の決定方法は、一般的な価格算定方法により合理性のあるものとして当該相手先と合意したものです。

5. 株式譲渡の日程

- (1) 取締役会決議 平成 29 年 11 月 2 日
- (2) 株式譲渡契約締結 平成 29 年 11 月 2 日
- (3) 株式譲渡日 平成 29 年 12 月 1 日(予定)(27,000 株)
平成 32 年 12 月 1 日(予定)(3,000 株)

6. 業績に与える影響

本件株式譲渡による当社連結及び単体業績に与える影響は軽微であると考えておりますが、今後開示すべき事象が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以上